

政令第三百七十五号

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十二月一日とする。

理 由

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。